

～第4種踏切道において発生した、列車と普通自動車との衝突による死亡事故～

鉄道事業者名：九州旅客鉄道株式会社

事故種類：踏切障害事故

発生日時：令和4年10月31日 15時58分ごろ

発生場所：佐賀県佐賀市

長崎線 佐賀駅～伊賀屋駅（複線）

一本柳踏切道（第4種踏切道：踏切遮断機及び踏切警報機なし）

鳥栖駅起点20k832m付近

<概要>

九州旅客鉄道株式会社の肥前鹿島駅発鳥栖駅行き上り第2858M列車の運転士は、令和4年10月31日（月）、佐賀駅～伊賀屋駅間を走行中に一本柳踏切道（第4種踏切道）に右側から進入してくる自動車を認め、非常ブレーキを使用し、気笛を吹鳴したが、同列車は同自動車と衝突した。

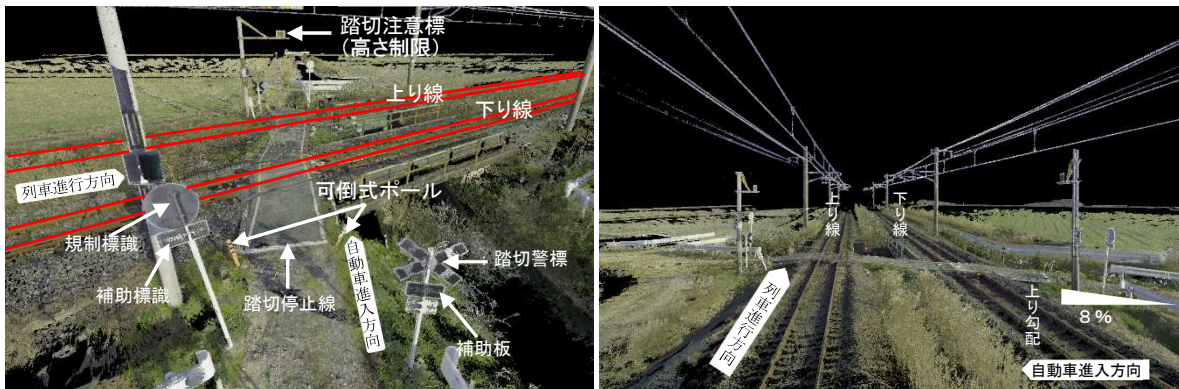
この事故により、同自動車の運転者が死亡した。

<事故現場周辺図>



※この図は、国土地理院の地理院地図（電子国土Web）を使用して作成

< 一本柳踏切道及び周辺の状況 >



この図は、3Dスキャナ (Leica RTC 360) 及び処理システム (Leica Cyclone REGISTER 360) を使用して作成した

< 原因 >

本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない一本柳踏切道において、速度約 85 km/h で走行していた上り第 2858 M 列車が同踏切道に到達する直前に自動車が踏切道に進入し、踏切内を走行し続けたため、同列車の運転士が非常ブレーキを操作したものの間に合わず、同列車と同自動車が衝突したことによって発生したものと推定される。

列車が接近している同踏切道に自動車が進入したことについては、同自動車の運転者が同列車の接近に気付いていなかったためと考えられるが、同自動車の運転者が死亡しているため詳細を明らかにすることはできなかった。

< 再発防止のために望まれる事項 >

踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第 4 種踏切道は、廃止又は踏切保安設備を整備すべきものである。

一本柳踏切道において発生した令和 3 年 4 月の事故及び本事故の後に、同社及び同市は地元住民等に本件踏切の廃止を申し入れて協議を行ったが、令和 5 年 1 月時点までに合意に至っていないことから、同社及び同市は、同踏切道の廃止又は第 1 種踏切道への格上げについて地方踏切道改良協議会等を活用して協議を行うとともに、地元住民との協議を継続して早期合意に至るよう努め、地元住民の協力を得る必要がある。

同時に緊急かつ暫定的な対策として、同社及び同市は、同署等と協力して自動車を運転する者に対し、交通法規を遵守できるように啓発する活動や、交通規制の強化が難しい場合には一本柳踏切道の通行を極力避けるよう啓発する活動を行うことが望ましい。また、同社は既に実施している防草シートの敷設、除草剤の散布、草刈り等の作業を継続するとともに、踏切通行者が接近する列車に気づきやすくなる何らかの措置を講ずることが望ましい。

詳細は、[運輸安全委員会ホームページ \(http://www.mlit.go.jp/jtsb\)](http://www.mlit.go.jp/jtsb) より、[鉄道事故調査報告書](#)をご覧ください。